

移動等円滑化取組計画書

2021年 06月 30日

住 所	東京都多摩市関戸1丁目9番地1
事業者名	京王バス株式会社
代表者名	代表取締役社長 丸山 荘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・ 当社が保有する乗合バス車両においては、2020年度末時点のノンステップバス導入率は100%であり、今後もノンステップバスの導入を推進する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・ 安全でやさしい運転を実践するために安全機器にて画像や運転データを活用した研修を実施する。
- ・ お客様への車内人身事故防止のための啓発活動（乗り込み案内等を引き続き実施する。
- ・ 高齢者、障がい者等が、快適にバスをご利用いただくため、高齢者福祉施設や障がい者団体と積極的に交流し交通弱者の立場にたった対応が行えるよう介助支援、接客レベルの向上の社員教育を継続実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ 2021年度は、ノンステップバス（大型）を1両導入、6両更新する。 ・ 2021年度は、ノンステップのコミュニティーバス車両（ミニバス）を1両更新する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
装置の点検 操作方法の教育	整備士が車両の定期点検においてスロープ板などのバリアフリー設備について作動確認と可動部の給油を実施する。 乗務員が入社時および定期的な研修等において、車いすを使用した乗降訓練を実施する。また、障がい当事者にも出演いただいた映像を活用し、接遇向上の研修も実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降および利用を円滑に行うための支援	乗降および利用を円滑に行うための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社員に対して新たに作成した「京王電鉄バスグループ運転教本」および「企業理念・行動指針実践ハンドブック」を配付するとともに、高齢者・障がい者を含むすべてのお客様が快適に乗車いただけるよう、各種研修にて教育を行う。 ・ これまで通りメールや電話でお客様からのご意見・要望を受け付ける。昨年度からさらにお客様の声を受け付ける手段として、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。 ・ 運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し、滑らかで快適な運転を向上させる。 ・ アイトラッカーを活用し、確実な車内着席確認の手順を徹底する。 ・ 乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。 ・ 乗務員が、実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車内人身事故防止の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行う。 ・ バスターミナルにおいて、出発前のバスに社員が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する啓発活動の声掛けを行う。さらに、車内人身事故防止のためのポスターをバス車内や停留所に掲示する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各種研修におけるバリアフリー教育の実施	各種研修におけるバリアフリー教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。 ・ 乗務員が実際に車椅子に乗って、バスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・ 運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。 ・ 運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し、滑らかで快適な運転を向上させる。 ・ アイトラッカーを活用し、確実な車内着席確認の手順を徹底する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車体表示	車いす乗車スペースおよび車体外部に車いすのピクトグラムを掲示を実施。また優先席付近にステッカーを掲示する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治体主催のバリアフリー会議への出席 ・ 交通エコロジーモビリティ財団主催のバリアフリー研修への社員派遣 ・ 障がい者が参加する会議への出席 ・ 障がい者団体及び高齢者福祉団体との積極的な意見交換（乗務員が参加）
--

・障がい者団体及び高齢者福祉団体と合同でお客様がバスを快適にご利用いただけるよう映像資料を各種教育・研修にて活用する

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
運転教本の制作 企業理念・行動指針実践ハンドブックの更新	全社員に対して新たに作成した「京王電鉄バスグループ運転教本」および「企業理念・行動指針実践ハンドブック」を配布する	高齢者・障がい者がバスを安全に快適に利用できるよう教育を行う
各種団体と合同 映像資料を活用	障がい者団体及び高齢者福祉団体と合同でお客様がバスを快適にご利用いただけるよう映像資料を各種教育・研修にて活用する	高齢者・障がい者の気持ちに立てるよう、また、特性を理解し対応を行う

V 計画書の公表方法

弊社ホームページにて公表をする。

VI その他計画に関連する事項

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。